

第22条

第二十二條 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

1 本条の概要

本条は、法第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

公益通報対応義務等の履行を確保するためには、監督当局が事業者の状況を調査した上で是正を促すとともに、これに従わない事業者に対して制裁を与えることが必要である。

そこで、法第15条の実効性を担保するため、報告の懈怠又は虚偽の報告をした者に対する罰則として、20万円の過料を設けることとされたものである。